

亀山市選挙管理委員会告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及びその他の準用規定により、
選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を次の
とおり告示する。

令和8年9月1日

亀山市選挙管理委員会
委員長 山内 秀喜

50分の1の数 775

6分の1の数 6, 456

3分の1の数 12, 912